

大野市公告第9号

富田小学校改修実施設計業務委託について簡易公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

令和6年2月1日

大野市長 石山志保

1 業務概要

- (1) 業務名 富田小学校改修実施設計業務委託
- (2) 業務内容 富田小学校の改修に必要な調査及び実施設計
- (3) 履行期限 令和7年2月28日
- (4) 本業務の契約限度額 30,263千円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 参加資格

技術提案書の提出者は、次に掲げる事項の全ての要件を満たす2者又は3者からなる設計共同体とする。

- (1) 主たる営業所の所在地が大野市内にある一級建築士事務所（以下「地元事業所」という。）1者以上が構成員として参加している設計共同体であること。なお、地元事業所の出資比率は1者につき30%以上とする。

- (2) 設計共同体の構成員がプロポーザルの参加に必要とする資格（以下「プロポーザル参加資格」という。）は、公告日時点において下記の要件をすべて満たすこと。

- ① 大野市契約規則（平成9年規則第8号、以下「契約規則」という。）第7条第2項に定める令和5・6年度の大野市競争入札参加資格者名簿に登載され、入札参加資格審査申請書の希望業務に建築設計を第1希望として記載していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 建築士法（昭和25年法律202号。以下「建築士法」という。）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ④ 大野市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年度告示第103号）に基づく指名停止又は指名除外期間中でないこと。
- ⑤ 参加表明書提出期限において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
 - ア 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者。
- (3) 設計共同体の代表者は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。
- ① 過去20年間（平成15年度から令和4年度まで）に、日本国内において1契約あたり延べ面積が1,500㎡以上の公立学校施設の新築、改築、大規模改造（老朽）工事又は長寿命化改修工事のいずれかに係る実施設計業務を元請（設計共同体による場合は代表構成員であること。）として完了した実績を有する者であること。
 - ② 設計業務に、業務の管理及び統括等を行う統括責任者として管理技術者を配置できること。
 - ③ 管理技術者は、建築士法の規定に基づく一級建築士の資格を有する者で、過去20年間（平成15年度から令和4年度まで）に日本国内において1契約あたり延べ面積が1,500㎡以上の公立学校施設の新築、改築、大規模改造（老朽）工事又は長寿命化改修工事のいずれかに係る実施設計業務を、管理技術者として経験した実績を有する者であること。
 - ④ 設計共同体への出資比率が、構成員中最大の者であること。
- (4) 設計共同体の構成員は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。
- ① 過去20年間（平成15年度から令和4年度まで）に、日本国内において公立学校施設の新築、改築、大規模改造（老朽、トイレ、空調のいずれか）工事、長寿命化改修工事又は耐震改修工事のいずれかに係る実施設計業務の実績を有する者であること。ただし、設計共同体としての実績は除く。
 - ② 設計業務に、管理技術者の元で担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できること。
 - ③ 主任担当技術者は、建築士法の規定に基づく一級建築士の資格を有する者であること。
- (5) 管理技術者、主任担当技術者は次に掲げる条件を全て満たすこと。
- ① 管理技術者及び建築（意匠）を担当する主任担当技術者は、参加する設計共同体に属していること。
 - ② 管理技術者を1名配置し、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備をそれぞれ担当する主任担当技術者をそれぞれ1名ずつ配置すること。
 - ③ 管理技術者は「建築（意匠）」を除くその他の主任担当技術者を、主任担当技術者はその他の主任担当技術者を兼任することはできない。
 - ④ 本業務に当たる管理技術者及び主任担当技術者は、原則として提出書類（様式3）に記載された者とし、特別な理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。
- (6) 協力事務所を加える場合は下記のとおりとする。
- ① 参加者は、協力事務所を加えることができるが、協力事務所はプロポーザルに参加できない。
 - ② 協力事務所が、契約規則第7条第2項に定める令和5・6年度の大野市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、「2(2)②、④～⑦」の要件を満たすこと。
- (7) 設計共同体の構成員は、他の設計共同体の構成員又は協力事務所になることはできない。
- (8) 設計共同体の代表者及び構成員、管理技術者、各主任担当技術者、並びに協力事務所及び同担当予定者は次に示す者でないこと。

- ① 大野市小中学校再編計画検討委員会（以下、「検討委員会」という。）の委員、大野市立学校再編準備委員会（以下、「準備委員会」という。）の委員、大野市立学校改修実施設計受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員。
- ② 検討委員会、準備委員会、選定委員会の委員及びその家族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に所属する者。
- ③ その他、選定委員会が不相当と判断した者。

3 プロポーザル実施スケジュール

項 目	期間、期日、期限等
募集要領の交付期間（公告）	令和6年2月1日（木）午前9時から 令和6年2月22日（木）午後5時まで
現場見学会の参加申込み	令和6年2月1日（木）午前9時から 令和6年2月7日（水）午後5時まで
現場見学会	令和6年2月10日（土）
質問書提出期限	令和6年2月15日（木）午後5時まで
質問に対する回答期日	令和6年2月19日（月）
参加表明書等提出期限	令和6年2月22日（木）午後5時まで
第一次審査	令和6年3月上旬
設計共同体認定通知・技術提案要請通知	令和6年3月15日（金）予定
技術提案書等の提出期限	令和6年4月10日（水）午後5時まで
第二次審査（ヒアリングによる技術提案書の審査）	令和6年4月中旬
最優秀提案者の発表及び通知	令和6年5月上旬
業務委託契約書締結	令和6年5月中旬

4 手続き等

(1) 事務局

大野市教育委員会事務局 教育総務課 再編推進・施設グループ

住所 福井県大野市天神町1番1号（大野市役所 2階 25番窓口）

電話 0779-66-1111（内線 2810、2812） FAX 0779-69-9110

E-mail kyoikusomu@city.fukui-ono.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

- ① 配布資料は、大野市のホームページからの入手を原則とする。事前連絡のあった希望者には、事務局において紙媒体での直接配布も可とする。
- ② 配布資料
 - ア プロポーザル実施要領
 - イ 業務委託契約書（案）
 - ウ 業務仕様書
- ③ 配付期間
令和6年2月1日（木）午前9時～令和6年2月22日（木）午後5時まで
- ④ 直接配布時間
配付期間のうち土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ⑤ 直接配布場所 事務局

5 審査及び選定

(1) 本プロポーザルの審査は選定委員会において行い、受託候補者を選定する。

(2) 失格条項等

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- ① 審査委員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
- ② 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ③ 提出図書に虚偽の記載があった場合
- ④ 技術提案書を複数提出した場合
- ⑤ ヒアリング時に参加者の担当者以外の者が出席した場合
- ⑥ 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- ⑦ プロポーザル参加資格を有しないものが提出した場合
- ⑧ 提出図書に盗用した疑いがあると市長が認めた場合
- ⑨ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- ⑩ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑪ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合（イラスト、イメージは記載できるが、設計図、透視図は記載できない）
- ⑫ 提出書類のうち、様式8、様式9-1、様式9-2、様式9-3に設計共同体を構成する設計者の事務所名や個人名等が特定できる内容が含まれている場合
- ⑬ 設計業務見積書に記載されている見積額の100分の110に相当する金額（契約希望価格）が、「1(4)」に規定する契約限度額を上回った場合
- ⑭ その他、選定委員会又は市長が不適格と認めた場合

6 契約の締結

最優秀提案者と大野市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、大野市契約規則に基づき委託契約を締結する。

7 その他

- (1) 詳細はプロポーザル実施要領による。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る。
- (3) 参加表明者の中から技術提案者を選定し、技術提案書の提出を要請する。
- (4) 第二次審査においてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。